

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1部－第1 国際化の推進

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
英語版ホームページのアクセス件数	34,677件	60,359件	75,000件	80,000件

平成13年11月に開設した英語版ホームページは、平成15年9月に新着情報として毎月発行の英語版広報紙(MITKA CITY NEWS)の内容掲載を開始し、平成21年3月にはリニューアルを行い、新たに中国語(簡体字)版とハングル版ホームページを開設しました。今後もさらなる内容の充実やウェブアクセシビリティ(注1)の向上を図り、生活に役立つ情報を提供して外国籍市民等の三鷹での生活を支援していきます。なお、平成26年5月から市ホームページに英語、中国語(簡体字・繁体字)、ハングルの外国語自動翻訳機能を追加し、外国籍市民等に対する市政情報や緊急情報の迅速な提供が可能となりました。

(注1)ウェブアクセシビリティ: Webを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できることです。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
通訳・翻訳ボランティア登録者数	142人	207人	230人	250人

外国籍市民等(注2)が、日本語の理解に支障があるという理由で市の行政サービス等を受けにくい状況を減らすために、ボランティアによる通訳・翻訳サービスの提供を通じて支援を行います。緊急時や多言語でのサポートに対応できる人財の確保を図るため、ボランティアの登録者数の向上をめざすとともに、制度の普及に努めます。

(注2)この計画中における「外国籍市民等」は、外国籍の市民のほか、帰国児童・生徒など日本国籍を有していても言語や文化の違いによりコミュニケーションがとりにくい市民も広く含めた表現です。

II 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 外国籍市民等相談事業の実施

(1) 外国籍市民等相談事業の実施	①「外国人相談窓口(三鷹国際交流協会)」の充実 ②関係機関・関係団体等との連携
-------------------	--

2 地球市民意識の醸成

(1) 地球市民意識の醸成	①地球市民意識の醸成 ②国際理解推進事業の拡充
(2) 国際化に対応する教育の推進	※ ①多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施 ②語学教育の充実
(3) 平和教育・平和事業の充実	①平和教育・平和事業の充実 (「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照)

3 国際交流活動の推進

(1) 国際交流活動の推進	①市民主体の国際交流事業の実施 ②地域における多文化共生活動のための活動支援(住民協議会) ③留学生に対する支援
---------------	--

4 海外自治体等との交流の推進

(1) 海外自治体等との交流の推進	①海外自治体等との連携及び国際交流の推進
-------------------	----------------------

5 外国籍市民等にも暮らしやすいまちづくりの推進

(1) 情報提供施策等の充実	◎ ①多言語による情報提供施策の充実
	※ ②英語版等のホームページの充実
	※ ③外国人観光客向けの情報発信環境の充実
	④窓口サービス等での情報提供の積極的推進
	⑤在日外国人高齢者・障がい者等への福祉給付金等の支援
(2) サポートネットワークづくり	◎ ①外国籍市民・児童・生徒等への支援
	◎ ②帰国児童・生徒への支援の充実
	◎ ③通訳・翻訳ボランティアサービス制度の普及
(3) 災害時・緊急時の対応の強化	◎ ①外国籍市民等への防災情報の提供
	◎ ②災害時・緊急時における三鷹国際交流協会の情報拠点化
	◎ ③防災ボランティアの組織化
	※ ④災害時・緊急時対応のための広域的な連携

6 国際化に対応する市政の展開

(1) まちづくりへの参加の促進	◎ ①みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映
	②外国籍市民等の地域活動参加への支援
(2) 推進体制の整備	◎ ①三鷹国際交流協会との連携強化
	②庁内推進連絡会議の実施及び関係機関等との連携の検討

Ⅲ 主要事業

5-(1)-① 多言語による情報提供施策の充実(外国語版生活ガイドの発行)

外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていくため、外国籍市民等に保障されている権利、行政サービス、防災情報、医療情報などが確実に提供されるよう、外国語版生活ガイドを定期的に発行するとともに、使用言語、提供内容、提供方法等について検討し、充実を図ります。また、冊子と併せてデータの検索や活用において利便性に優れた電子書籍版を公開します。

5-(2)-① 外国籍市民・児童・生徒等への支援

5-(2)-② 帰国児童・生徒への支援の充実

5-(2)-③ 通訳・翻訳ボランティアサービス制度の普及

外国籍市民・児童・生徒や帰国児童等が、日常生活や学校生活を送る上で言語による支障をきたさないよう、三鷹国際交流協会及び教育委員会と協力し、日本語学習及び教科学習の支援を推進するとともに、大学等と連携した外国籍市民等の支援の取り組みを検討します。

5-(3)-① 外国籍市民等への防災情報の提供

5-(3)-② 災害時・緊急時における三鷹国際交流協会の情報拠点化

5-(3)-③ 防災ボランティアの組織化

平成 16 年1月に市と三鷹国際交流協会の間で締結した防災パートナーシップ協定に基づき、災害等発生時における外国籍市民等の安全と安心を確保するため、国際交流センターの防災拠点としての機能強化と、通訳・翻訳ボランティアの組織化を図ります。また、防災ボランティアの災害時等の対応に向けた訓練等への参加を推進します。

6-(1)-① みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映

市の国際化についてのさまざまな課題と解決策について、外国籍市民等が話し合い、市政に反映させていく仕組みとして、みたか国際化円卓会議を開催し、多文化理解を進めながら、地域からの国際化に取り組みます。

6-(2)-① 三鷹国際交流協会との連携強化

三鷹国際交流協会は、平成 24 年度に公益財団法人へ移行しました。その趣旨と目的に沿い、市内外国籍市民等の生活・教育支援及び災害時・緊急時支援体制の充実や市民の国際化意識の醸成のために、市の関係部署と連携を図りながら事業を推進します。

IV 推進事業

2-(2)-① 多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施

児童・生徒に自国の文化と外国の文化双方を理解させるとともに、外国籍児童・生徒等の背景にある文化を学び合う視点も取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るため、学校教育における多文化理解教育を拡充します。

5-(1)-② 英語版等のホームページの充実

外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていくなため、ウェブアクセシビリティに配慮した英語版等のホームページの充実及び外国語自動翻訳機能による翻訳の訳質向上を図ります。また、英語版広報紙(MITKA CITY NEWS)の紙面充実に努めます。

5-(1)-③ 外国人観光客向けの情報発信環境の充実

2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催をきっかけとして、今後さらに増加が見込まれる外国人観光客に対して、市内の観光や歴史・文化等の情報のとりまとめや発信方法について検討し、充実を図るとともに、主要な観光スポットエリア等における WiFi 環境等の整備について、東京都と連携しながら取り組みを進めます。

5-(3)-④ 災害時・緊急時対応のための広域的な連携

平成 16 年 1 月に市と三鷹国際交流協会の間で締結した防災パートナーシップ協定に基づき、国際交流センターの防災拠点としての機能強化とともに、災害時・緊急時対応のための広域的な連携強化を図ります。